

IT導入補助金新型コロナ対応特別枠 (C類型)

◆ IT導入補助金とは？

IT導入補助金特別枠(C類型)は、昨今の新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策(サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等)に取り組む事業者によるIT導入等を優先的に支援するために創設されたものです。

◆ コロナ特別枠の特徴

公募開始前の遡及申請可能期間(2020年4月7日以降)に、ITツール導入についての契約を実施した場合も補助対象事業として認めます。

◆ 対象になる取組例

- ・勤務管理と請求業務効率化のためツールを導入
- ・販売管理で経営に関する情報の一元管理
- ・3次元CADの活用での販路開拓 等

◆ 補助対象経費

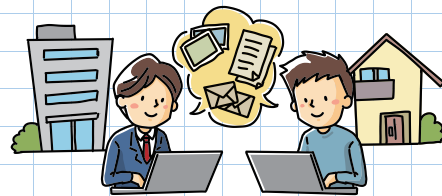
ソフトウェア費、導入関連費、ハードウェアレンタル費
※本サイトで公開予定のITツールが補助金の対象です。

◆ 補助額・補助率

下限：30万円～上限：450万円
補助率：補助対象経費の2/3～3/4以内

◆ 受付締切

第3次締切り：2020年6月26日(金) 17:00まで
第4次締切り：2020年7月10日(金) 17:00まで



コロナ枠補助金の共通要件

3つのコロナ枠補助金(持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金)は補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であることが必要になります。

A: サプライチェーンの毀損への対応

(顧客への製品供給を継続するために必要な投資)

B: 非対面型ビジネスモデルへの転換

(非対面・遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデル転換に必要な投資)

C: テレワーク環境の整備

(従業員がテレワークで業務を行う環境を整備するために必要な投資)



◆ 申請方法

ものづくり補助金・IT導入補助金の申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。(持続化補助金は電子システム及び郵送の2つの方法で申請可能) 入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。

申請には事前にG Biz IDプライムアカウント取得が必要です。アカウントの取得には最大2週間程度を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。

G Biz IDのホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

詳細については、必ず公募要領をご確認ください。申請を希望される方はお早めに商工会にご相談ください。

※採択・交付決定を受けた事業者は、同期間内に重ねて応募することはできません。



[第120号]

発行 坂井市商工会

本所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
坂井支所
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

国の持続化給付金

(給付額上限は法人200万円、個人事業主は100万円)

坂井市商工会本所が申請サポート会場に!!



◆ 持続化給付金について

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業継続を下支えし、再起の糧として活用していただくための事業全般に広く使える給付金です。補助金と違い条件を満たせば、審査がなく、使い道も自由です。

◆ サポート会場について

持続化給付金のオンライン申請が困難な方のために、6月23日～6月30日「申請サポート会場」として坂井市商工会本所に開設されることになりました。申請サポートを利用するには、指定の電話番号による事前予約が必要になります。同封のチラシまたは、6月18日公表される「持続化給付金ホームページへの会場情報掲載」で事前に確認ください。

◆ 給付額上限 中小企業等は200万円、個人事業主等は100万円

◆ スケジュール 開催期間：2020年6月23日(火)～6月30日(火) ※土日も実施
開催時間：9時～17時 (最終受付16時00分)
※最終日のみ9時～15時(最終受付14時00分)まで

◆ ご利用にあたって

申請サポート会場のご利用には電話予約(6月22日まで：0776-66-3324、6月23日～6月30日：080-4472-5249)が必要です。
※お電話がつながりにくい場合は時間をあけておかけ直してください。

◆ 申請時に必要な書類

必要書類のコピー(できれば現物)をご用意の上、ご持参ください。
必要書類は「中小法人等」と「個人事業者等」で異なります。

<中小法人等の場合>

- 確定申告書表一の控え(1枚)及び法人事業概況説明書の控え(2枚)計3枚
※ 收受日付印が押されていること(e-Taxの場合は受信通知)
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 法人名義の口座通帳の写し(法人の代理者名義も可)

<個人事業者等の場合>

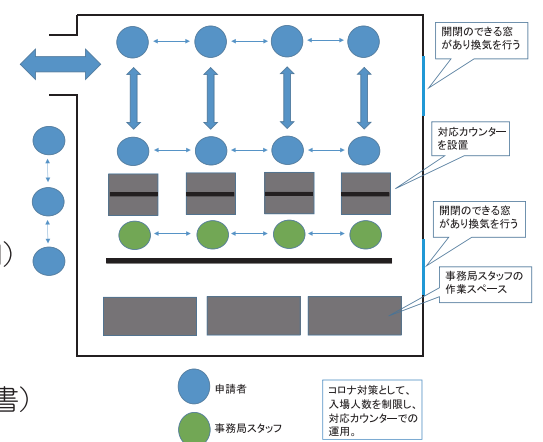
- 確定申告書類
青色申告の場合
2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)と
所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚
白色申告の場合
2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)
※ 收受日付印が押されていること(e-Taxの場合は受信通知)
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 申請者本人名義の口座通帳の写し
- 本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書)

◆ 実施時のコロナ対策

コロナ対策として入場人数を制限し、対応カウンターの運用を行います。



持続化給付金会場のイメージ図





あなたのいきつけのお店を支援する取組 坂井チアチケット販売開始しました

◆ 坂井チアチケットとは

コロナが落ち着いた時、サイト登録してあるお店で利用できる“前売り飲食チケット”です。500円分のプレミアム付きで、専用Webサイトで応援したい登録店舗を選び、購入します。

お店にとっては、お客様（利用者）が前もって購入することで「今」現金が入り、コロナが落ち着いた時に利用してもらうことで、「未来」に営業回復と“絆”をつなげることができます。

お客様（利用者）にとっても、500円分お得になります。宅配やテイクアウトもOKです。

1 販売価格：1口あたり 5,000円 何口でも購入可（5,500円分の利用が可能）

2 利用できるお店（登録店舗）：坂井市内32店舗（6/9時点）

3 利用期限：2021年3月末日

登録店舗を随時募集しています。
今なら無料で登録できます。
お店の宣伝と兼ねてご利用ください。

◆ ご利用の流れ

特設HPを閲覧して、
利用する店舗を選ぶ
(<https://www.cheer-ticket-sakai.com/>)

必要事項等を
記入して
購入する

後日
チケットが届く

チケットを
持って店舗に
行く

ご利用金額分を
チケットにて
支払う
(店舗側にチケットを渡す)

小規模事業者等再起応援金

◆ 小規模事業者等再起応援金とは？

新型コロナにより、経営に影響を受けた小規模事業者等の皆様に対して、売上回復までの重い負担となる固定費の支払いを支援するものです。

◆ 対象事業者

主たる事業活動を県内で行う中小企業及び個人事業主が対象となります。

◆ 要件

- 1：2020年1月24日から2020年6月30日までに実施した休業等（教育訓練、出向も含む）において雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の給付を受けていないこと、もしくは受ける予定がないこと。
- 2：2020年2月から6月までのいずれか1月間の売上が、前年の同じ月と比べ20%以上減少していること。

◆ 支給額

1事業者あたり10万円 ※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

◆ 申請手続き等

1：受付期間

2020年6月8日（月）から2020年7月10日（金）まで ※消印有効

2：受付方法

申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送してください。

持参による申請は受け付けていません。

（宛先）〒910-8691 福井中央郵便局留め

福井県庁 小規模事業者等再起応援金申請事務局 宛て

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

◆ お問い合わせ先

専用ダイヤル：0776-20-0766 受付時間 9：00～17：00（土日、祝日を除く）

申請書類等の詳しい情報は福井県のホームページをご覧ください。

小規模事業者持続化補助金コロナ特別対応型

◆ 持続化補助金とは？

持続化補助金は、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助します。

◆ コロナ特別枠の特徴

コロナ特別対応型では、公募開始前の2020年2月18日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めています。概算払い制度もあり、補助上限額も100万円まで引き上げられました。

◆ 補助金の対象者

以下に当てはまる小規模事業者の方が対象となります。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆ 対象になる取組例

- ・外部からの部品調達が困難であるため、内製化するための設備投資
- ・店舗販売をしている事業者が、新たにEC販売に取り組むための投資
- ・WEB会議システムの導入 等

◆ 補助額・補助率

・補助上限額：100万円（原則）

・補助率：補助対象経費の2/3～3/4以内

◆ 受付締切

第3回締切り 2020年 8月 7日（金）必着

第4回締切り 2020年10月 2日（金）必着



ものづくり補助金の新型コロナ対応「特別枠」

◆ ものづくり補助金とは？

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

◆ コロナ特別枠の特徴

通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象し、優先的に採択されます。要件を満たせば、定額補助・上限50万円を別枠（事業再開枠）で上乗せします。さらに補助対象の遡及適用・申請要件が緩和しています。

◆ 要件

以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

- ・付加価値額 + 3%以上/年
- ・給与支給総額 + 1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

◆ 対象になる取組例

- ・避難所向け水循環型シャワーを開発
- ・作業進捗を「見える化」する生産管理システムを導入
- ・仮想通貨の取引システムを構築 等

◆ 補助額・補助率

・補助上限額：1,000万円 + 50万円（特別枠の場合に限り、事業再開枠の上乗せが可能）

・補助率：補助対象経費の2/3～3/4以内

◆ 公募期間（3次募集）

申請受付：2020年6月10日（水）17時～

応募締切：2020年8月 3日（月）17時

